

# 序章

## はじめに



## 序章

# はじめに

## 1. 計画の背景

本市は、平成 22(2010) 年に長期的な視点からまちづくりの理念と将来ビジョンを明らかにし、総合的・体系的なまちづくりを推進するための基本的な方針として、三原市都市計画マスタープランを策定しました。

マスタープラン策定から概ね 8 年が経過し、全国規模での人口減少・少子高齢化の進行、東日本大震災をはじめとする自然災害の多様化・激甚化の経験を通じた防災意識の高まりなど、社会環境や住民意識が大きく変化しています。また、平成 27(2015) 年から三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）の運用が開始されています。

このような背景から、時代の変化に適切に対応するとともに、三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）に即した都市づくりを推進していくため、三原市都市計画マスタープランの改定（以下「本計画」という。）を行います。今後は、本計画に基づき、三原市の土地利用の誘導や都市基盤の整備等を計画的に推進していきます。

## 2. 計画の役割と位置づけ

### 1 本計画の役割

都市計画は、その目的の実現に時間を使い、本来長期的な見通しが求められることから、本計画には、次のような役割が期待されます。

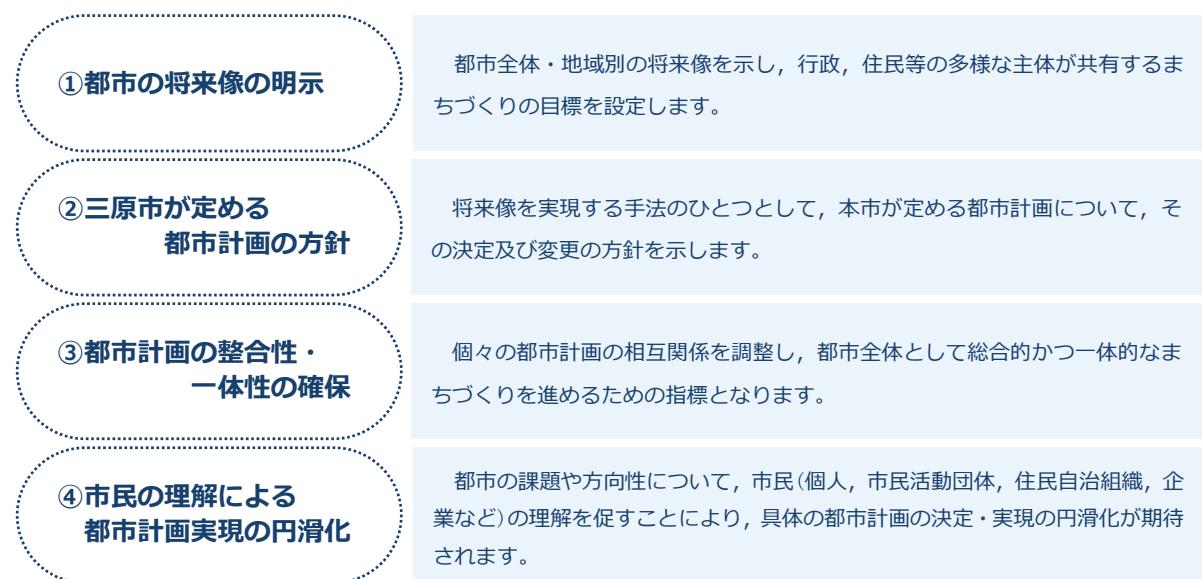


図 都市計画マスタープランの役割

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）、並びに広島県が策定する広島県都市計画区域マスタープラン<sup>※1</sup>に即し、将来の都市計画に関する基本的な方針を明らかにするものです（都市計画法（以下「法」という。）第18条の2第1項）。また、三原市立地適正化計画との調和を保つとともに、その他にも商工業、農業、福祉、環境など、各政策分野の計画との調整を図ります。

都市計画に関連する下水道、公園・緑地、住宅など、個別分野の基本計画を策定する際は本計画との整合を図り、土地利用や都市施設、市街地開発事業等に関する個々の都市計画を定める場合は、本計画に即したものでなければなりません（法第18条の2第4項）。

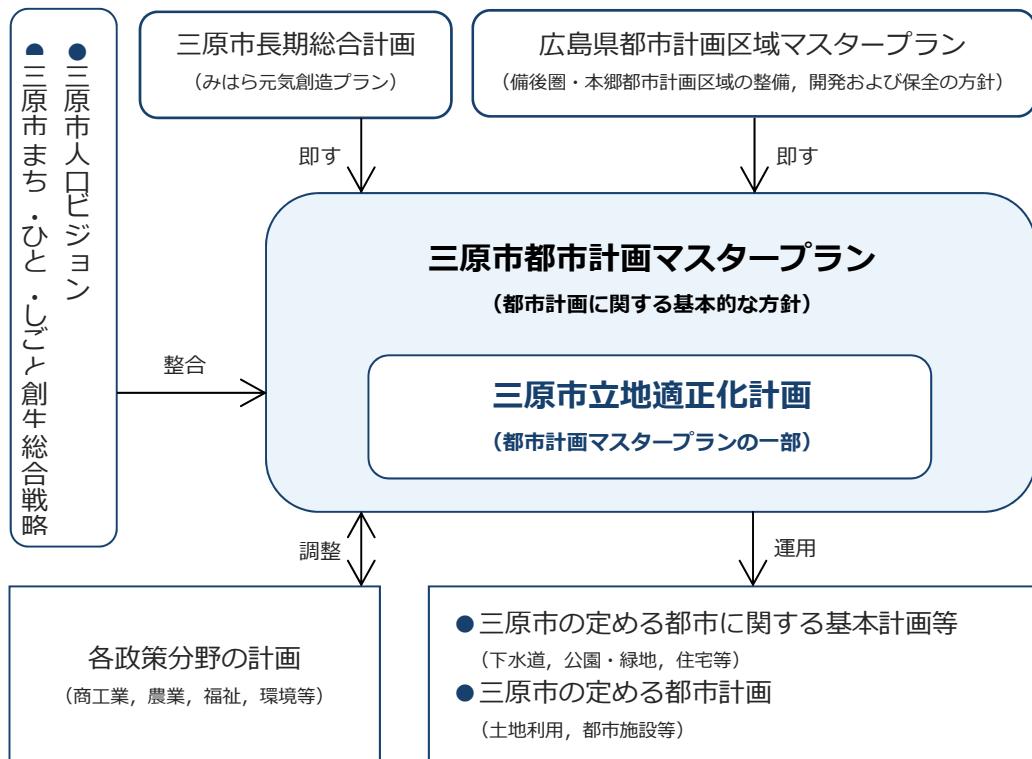


図 都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係

※1 都市計画区域マスタープランとは、都道府県が都市計画法に基づき指定した都市計画区域について、整備、開発及び保全の方針を定めたものです。

### 3. 対象区域等

#### 1 対象区域

対象区域は、都市計画区域<sup>※1</sup>の指定を受けている約 14,481ha を基本としますが、三原市として一体的なまちづくりを推進するには、交通網や自然環境など全市的な検討が必要になるとともに、都市は農村等も含めて全体的にとらえる方が自然であることから、三原市全域を対象とします。

#### 2 目標年次

目標年次は、最新の国勢調査が行われた平成 27(2015)年を基準年次とし、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、概ね 10 年以内に取り組む都市計画の目標を定めます。

なお、社会・経済環境の変化や「三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）」「広島県都市計画区域マスタープラン」等の改定・見直しに対応して、本計画も適時、適切に見直すこととします。

表 目標年次

基準年次	目標年次	将来展望
平成 27(2015)年	平成 37(2025)年	平成 47(2035)年

※ 1 都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画法に基づき指定された区域です。

